

土森委員長 ただいまから、議会運営委員会を開く。
 本日は、6月定例会を招集する告示があったので、その日程及び運営等について御協議願うため、お集まりいただいた。
 それでは、お手元の協議事項の順に進めてまいりたいので、御協力願う。

1. 6月定例会の日程及び運営について

(1) 知事提出予定議案

土森委員長 初めに、6月定例会の日程及び運営についてである。
 最初に、知事提出予定議案について、総務部長、説明願う。

(梶総務部長、説明)

土森委員長 何か質問はないか。

(なし)

(2) 会期及び会議日程

土森委員長 次に、1ページの資料1、会期及び会議日程についてである。
 6月定例会の日程については、3月18日の議運で予定案としての協議をしている。
 会期については、案のとおり、6月8日水曜日開会、6月22日水曜日閉会ということで、会期は15日間とし、会議日程については、資料1の日程表をごらんいただきたい。
 なお、22日は参議院議員選挙の公示日であり、公示日とダブることとなるが、この辺は各政党で調整していると思うので、予定案どおりということで、御異議ないか。

(異議なし)

土森委員長 それでは、さよう決する。

(3) 質疑並びに一般質問

ア 質問者（会派）の発言順序

土森委員長 次に、質疑並びに一般質問についてである。
 まず、質問者の発言順序についてであるが、申し合わせによると、自由民主党4名、県民の会2名、日本共産党1名、公明党1名の計8名ということであるので、順序は所属議員数の多い順とし、一巡後は一会派に片寄らないようにするとの慣例によると、
 質問第1日目、6月13日月曜日は、自由民主党、県民の会、日本共産党
 第2日目、6月14日火曜日は、公明党、自由民主党、県民の会
 第3日目、6月15日水曜日は、自由民主党、自由民主党
 の順序になると思うが、これに御異議ないか。

(異議なし)

土森委員長 それでは、さよう決する。

- 土森委員長 **イ 発言者の制限時間等**
次に、発言者の制限時間等についてである。
本年度から一括質問については代表質問制を導入することが前期の議運で決定されている。その際の申し合わせによると、交渉会派の最初の各1人については代表質問とし50分以内、その他は40分以内とし、発言回数については3回以内となっているので、これに御異議ないか。

(異議なし)
- 土森委員長
それでは、さよう決する。
- 土森委員長 **ウ 発言者の届け出**
次に、2ページの資料2、発言者の届け出についてである。
県民に広報するための、本会議における発言者の届け出について、資料2の様式により、本日の午後5時までに事務局に提出されるよう、御協力願う。
- 土森委員長 **エ 発言通告書の提出期限**
次に、3ページの資料3、発言通告書の提出期限についてである。
申し合わせでは、質問第1日目の前日の正午となっているが、その日は日曜日となっているので、6月10日金曜日の正午ということで、御異議ないか。

(異議なし)
- 土森委員長
それでは、さよう決する。
なお、質問の要旨については、議運の申し合わせで、発言者の良識により具体的に記載することとなっているので、できるだけ具体的に御記載願う。
- 土森委員長 **(4) 請願書の受理期限**
次に、請願書の受理期限についてである。
申し合わせでは、議案付託日の前々日の本会議終了後1時間以内となっているので、6月13日月曜日の本会議終了後1時間以内ということで、御異議ないか。

(異議なし)
- 土森委員長
それでは、さよう決する。
- 土森委員長 **(5) 閉会中の常任委員会委員長報告**
次に、閉会中の常任委員会委員長報告についてである。
今回は、委員長報告を行いたいとの申し出がなかったので、御報告する。
- 土森委員長 **(6) 新任の説明員の紹介**
次に、4ページの資料4、新任の説明員の紹介についてである。
新たに就任された説明員の紹介を、慣例により、開会日の議長の諸般の報告の後に行うことにしたいが、いかがか。

(異議なし)

土森委員長 それでは、さよう決する。

2. 議員派遣について

土森委員長 次に、議員派遣についてである。

5ページの資料5、パラグアイ日本人移住80周年記念祭典及び高知県人会創立40周年記念式典についてである。

これについて、事務局、説明願う。

林総務課長 7ページの資料5、日程をごらん願う。

パラグアイ日本人移住80周年記念祭典等への参加を主たる行事とする南米移住地交流訪問について、9月6日から16日までの10泊11日の日程で行われることとなった。

訪問団は、議長のほか、議員3名分の予算措置をしているので、本日のこの会議で派遣の対象とするかどうかについて、御決定願いたいと思う。

なお、参加を希望される方は、6月13日月曜日までに8ページの申込書を、事務局へ提出されますよう、会派の所属議員にお伝え願いたい。

今回の訪問は、9月9日金曜日にパラグアイ日本人移住80周年を記念しての祭典、9月10日土曜日には、パラグアイ高知県人会創立40周年記念式典に出席するとともに、各移住地の視察、会員との懇談、交流をすることにより、本県と国外に形成された日系人社会との関係を強化することを目的としている。

また、パラグアイのみならず、アルゼンチン、ブラジルの3カ国を歴訪し、高知県人会との懇談や移住地の視察を行う予定である。

なお、今回執行部からは岡崎文化生活部長と2名の職員が参加予定と承っている。説明は以上である。

土森委員長 それでは、派遣の対象とするかどうかについて、御意見があればどうぞ。

桑名委員 3名は妥当だと思う。よいと思う。

土森委員長 それでは、この件については派遣の対象とすることで、御異議ないか。

(異議なし)

土森委員長 それでは、さよう決する。

議長、御苦労をおかけするが、よろしく願います。

武石議長 はい。

土森委員長 次に、派遣する人数についてであるが、先ほどの説明では、議長のほかに議員3名分の予算が措置されているとのことであるので、3名を限度とすることで、いかがか。

(異議なし)

土森委員長

それでは、さよう決する。
次に、派遣者の申し込み及び決定についてである。
派遣希望者は、6月13日月曜日までに、8ページの申込書を事務局まで提出願う。
希望者が3名を超える場合は、その調整を正副委員長に一任願うということで、
いかがか。

(異議なし)

土森委員長

それでは、さよう決する。
なお、派遣議案については、閉会日6月22日水曜日の議決を予定しているので、
後日、改めて協議することとする。

3. 議員定数問題等調査特別委員会の設置について

土森委員長

次に、9ページの資料6、議員定数問題等調査特別委員会の設置についてである。
このことについて、事務局、説明願う。

横田議事課長

9ページの資料6をごらん願う。高知県議会における議員定数問題について、
これまでの検討結果を記載している。

昭和60年から約30年の間で、5回の特別委員会が設置され、さまざまな検討がな
されてきた。全てを説明するには時間を要するので、前回の特別委員会の概要につ
いてのみ説明させていただく。詳細については、後ほど御確認願う。

12ページをごらん願う。中段を御確認いただくと平成25年12月の公職選挙法改正
がある。この改正は、議員の選挙区は郡市の区切りによることとされていたものが、
この改正により、市町村を単位とすることができるようになった。

その次、下の枠をごらん願う。

前回の議員定数問題等調査特別委員会では、議員定数を2人削減し、選挙区は現
行どおりとすること、土佐市選挙区と高岡郡選挙区の定数を1人ずつ削減すること
等が報告された。その報告のとおり条例が改正され、平成27年4月に選挙が実施さ
れたところである。

次に13ページをごらん願う。前回の特別委員会の報告書を抜粋したものである。

特別委員会は平成25年2月に設置されたので、公選法が改正される12月までには
ほぼ議論が集約されていたこともあり、3行目の最後にあるように「抜本的な選挙区
等の見直しについては次の機会に委ねることとなった」、「次の見直しの機会にお
いては、選挙区等をゼロベースで見直していく作業が必要になると思われる」、そ
して、最後の2行で「その際には、県民を初めとする第三者からの意見を広く聞き
ながらの協議を行う必要がある」とのまとめがなされている。

これらのことを踏まえると、次回の特別委員会では平成27年10月実施の国勢調査
人口に基づく検討とあわせて、公職選挙法改正を踏まえた選挙区の検討が必要にな
ってくると思われる。

なお、過去の例では、周知期間を踏まえ選挙の1年前には結論を出し、本会議に
報告をしている。

以上である。

- 土森委員長 何か、御質問はないか。
- (なし)
- 土森委員長 特別委員会を設置してからということで、今日は説明を聞いたということでよいか。
- (「はい」という発言あり)
- 土森委員長 それでは、この6月定例会で特別委員会を設置することで、御異議ないか。
- (異議なし)
- 土森委員長 それでは、さよう決する。
- 次に、特別委員会の名称及び付託事件についてであるが、先例にならい、名称は、議員定数問題等調査特別委員会、付託事件は、高知県議会議員の定数、選挙区及び選挙区別議員定数についての調査検討、調査期限は、調査が終了するまでということで、いかがか。
- (異議なし)
- 土森委員長 それでは、さよう決する。
- 次に、委員定数と会派構成についてであるが、過去の例を事務局に説明させる。
- 横田議事課長 先ほどの説明で、これまでに5回特別委員会が設置されたと申し上げたが、初回を除き、いずれの場合も議会運営委員会と同じ委員数及び会派構成としている。
- 参考に、現在の議会運営委員会の会派構成を申し上げますと、自由民主党5名、県民の会2名、日本共産党1名、公明党1名、新風・くろしおの会1名の計10名となっている。
- 以上である。
- 土森委員長 ただいま説明があったが、委員定数と会派構成については、いかがでしょうか。
- 事務局説明どおりでよいか。
- (異議なし)
- 土森委員長 それでは、さよう決する。
- については、各会派における特別委員会の委員を14ページの様式により、6月16日木曜日正午までに事務局へ提出していただくよう、御協力願う。
- なお、特別委員会は閉会日に設置することとし、本会議における議事手続については、閉会日の議運で御協議願うこととする。

4. 一問一答方式における質問席について

- 土森委員長 次に、15ページの資料7、一問一答方式における質問席についてである。
- このことについては、前期議運からの引継事項となっていた。

	<p>まず、事務局に説明させる。</p>
横田議事課長	<p>15ページの資料7をごらん願う。</p> <p>この件については、前期の議会運営委員会において、自席で行う案、議席最前列中央の質問席で行う案にほぼ集約されたと思うので、両案の比較資料を提示させていただいた。また検討においては、本年度は試行として質問者が自席か議席最前列中央の質問席かを自由に選択することとしてはどうかとの意見があったので、ここで付言させていただく。</p> <p>なお、議席最前列中央の質問席とする案、または試行として質問席を選択することとなった場合には、現在この席は石井議員の議席となっているので、6月定例会において議席の変更を行う必要がある。</p> <p>以上である。</p>
土森委員長	<p>それでは、御意見を願います。なお、この件については各会派で御協議いただいていると思うので、各会派からその結果を報告していただきたい。</p>
桑名委員	<p>自民党は、今の予算委員会のとおり中央の席で発言することとなった。</p> <p>それと1点。第2案のところで、休憩5分が必要、質問者が入れ替わりの時間を要することで、バツと書いているが、これは決してバツではないと思う。これが悪い案件ではなく、例えば、傍聴者が来るときに、その人のところを傍聴者が5分の間に出入りを行うようにしないと、そのまま始まっては後ろがざわざわすることになる。ここのバツの書き方はおかしいと思う。</p>
土森委員長	<p>そういう御意見もあったということか。前回、そういう話もあって、どうするかということもあったが、5分が。</p>
桑名委員	<p>この5分の休憩があることが、バツではないと思う。</p>
土森委員長	<p>このバツを除いて考えてもらいたい。</p>
上田(周)委員	<p>県民の会は、従来どおり自席ということでまとまっている。</p>
米田委員	<p>うちも、第1案自席で今までどおりでやれるのではないかという意見。</p>
野町委員	<p>第2案の予算委員会の質問席ということで。</p>
西森副委員長	<p>公明党は、自席である。</p>
土森委員長	<p>意見が割れたね。どうするか。</p>
武石議長	<p>議長という立場で意見を述べさせていただく。両方分かれたこともあり、また、これはやってみないと分からないと思う。私としては、両論ありということで、いつまで試行するかということはあるが、まず取っかかりは、質問者の希望に応じて、自席がいい人は自席から、あるいは議席最前列中央がいい人はそのように、両方試</p>

行的にやってみるということではじめてみてはどうか。そのためには、いずれにしても議席の変更は議運で決定していただく必要がある。そういう意見を提案させていただく。

土森委員長 ありがとうございます。この件について意見が分かれた中で、議長から折衷案が出された。まず試行ということで、質問者の希望のところやるということで、9月議会はやってみるということではいいか。

西森副委員長 1点。これは、事務局に確認であるが、今までであれば予算委員会で一問一答を行っていたのだが、今回から本会議で一問一答をやるということで、全員参加で本会議場で行うことになるが、本会議場における自席がありながら質問に別の席を構えるということについて、問題はないのか。

桑名委員 それならば、一般質問も演壇で行っているのだから。

西森副委員長 それを確認している。

横田議事課長 会議規則第50条において「発言は、全て議長の許可を得た後、登壇してしなければならない。ただし、議長の許可を得たときは、この限りでない。」と規定されている。そのため、議長の許可を得ていれば、登壇しても、自席でも問題はないと考えている。
以上である。

土森委員長 よろしいか。

西森副委員長 はい。

土森委員長 それでは、この件については、9月定例会においては、一問一答における質問者の発言は質問席または自席で行うこととするということで、御異議ないか。

(異議なし)

土森委員長 それでは、さよう決する。
なお、答弁者の発言については、自席で行うことで御了承願う。
今議長からも御発言があったが、これに伴い、議席を変更する必要があるので、議席の一部変更については閉会日に行うこととし、その本会議での議事手続については閉会日の議運で御協議願うこととする。
また、一問一答方式におけるパネルの使用等については、これまでの本会議と同様に、発言時の補助手段として必要最小限のものにとどめ、その都度、議運の了承を得るものとするということで、御了承願う。

(了 承)

5. 高知県都市計画審議会委員の推薦について

- 土森委員長 次に、16ページの資料8、高知県都市計画審議会委員の推薦についてである。
都市計画審議会委員については、現在、田中徹議員と橋本敏男議員が就任しているが、平成28年7月31日で任期が終了するため、今回資料8のとおり、新たに委員の推薦依頼があった。
平成17年2月16日の議運申し合わせにより、各種審議会委員の会派への割り振りは、その都度、検討することとなっている。
委員の任期は、平成30年7月31日までの2年間の予定である。
この件については、いかがするか。
- 上田(周)委員 再任でお願いしたい。
- 依光委員 再任で。
- 土森委員長 再任だね。
それでは、この件については、現在の委員である自由民主党田中徹議員と県民の会橋本敏男議員を委員に推薦することで、御異議ないか。
- (異議なし)
- 土森委員長 それでは、さよう決する。

6. 議会運営委員会の調査出張について

- 土森委員長 次に、議会運営委員会の調査出張についてである。
この件については、平成17年6月17日の議運で、毎年実施するのではなく、必要な目的があれば実施するとされている。
本年度に調査を要すると考えられる事項等の御意見、御要望があれば、御発言をお願いします。
- (な し)
- 土森委員長 今のところは、熊本地震等もあるが、それは議運で対応するということでもない。何かその他にあった場合については、県外出張については、現在は御意見がないのでしないということではよいか。
- (了 承)
- 土森委員長 それでは、本年度は実施しないということで、御異議ないか。
- (異議なし)
- 土森委員長 それでは、さよう決する。

7. その他

(1) 議会史編さん

- 土森委員長 次に、その他で、議会史編さんについてである。

このことについて、事務局に説明させる。

横田議事課長

4月13日に開催された議会史編さん委員会において、議会史編さんについては、一旦休止すると決定されたので、その概要を御報告する。
議会史編さん委員会において、今年度中に平成7年4月から平成15年3月までをまとめた議会史第5巻の編さんが完了することから、来年度以降の編さんについての協議が行われた。
そこで、第6巻の対象期間は平成15年4月から平成23年3月までであり、発刊するとなるとわずか5年前の議会史を編さんすることとなる。内容の客観性や歴史的価値を判断するには、一定の時間の経過が必要であるとの判断から、一旦休止するとの決定がなされたものである。
以上である。

土森委員長

ただいま説明があったが、何か、御質問、御意見はないか。

(なし)

土森委員長

それでは、事務局報告のとおりで、御了承願う。

(了承)

(2) インターネットによる議会中継のスマートフォン対応

土森委員長

次に、インターネットによる議会中継のスマートフォン対応についてである。
このことについて、事務局に説明させる。

横田議事課長

昨年度の議会改革の協議において、インターネットによる議会中継のスマートフォン対応については、今年度から実施することが決定された。
この件についての対応状況であるが、既に委託業者のシステム開発が完了しており、それを議会のシステムに落とし込めばスマートフォンで議会中継を視聴することができるようになる状況で、現在、業者と日程調整を進めている。
平成27年5月の全国調査のデータによると、18都府県が対応済みまたは対応予定ということで、また四国では愛媛県に次いで2例目ということであるので、全国でも先行した取り組みであると言えるのではないかと考えている。
以上である。

土森委員長

ただいま事務局から説明があった。事務局からは、自信を持って高知県は進んでいるという内容の説明であったが、何か、御質問、御意見はないか。

(なし)

土森委員長

それでは、事務局報告のとおりで、御了承願う。

(了承)

(3) 委員会配付資料のデータ化

土森委員長

次に、18ページの資料9、委員会配付資料のデータ化についてである。
このことについて、事務局に説明させる。

横田議事課長

資料の1番最後のページをごらん願う。この件については、昨年の議会改革の検討項目となっており、まずは2月定例会の委員会資料をPDF化し、そのデータを議会ネットワークの共有フォルダで閲覧できるようにすることを、試行的に実施することとなっていた。試行により得られた結果を御報告させていただく。

まず、ホームページ掲載に支障のないデータ量であるかという観点から、検討項目1のPDF化したデータ量であるが、保管されたデータ容量をプロパティで確認し集計した結果、240MBということである。仮に、5年間分の委員会資料を閲覧できるようにするとしたら6GB程度になるのではないかと推計している。

1つ飛ばして、3のホームページの容量増の要否であるが、先ほど申し上げた6GB程度のデータ量であれば、特に対応は必要ないと確認している。

次に、4のデータ量が多すぎる場合の対応であるが、広く県民に配布している冊子類やパンフレット等を除外するというところで考えている。

次に、実際の閲覧はパソコンよりもタブレットを使用することが多いだろうということで、5のタブレットで開くことができるかということであるが、総務部の資料のデータ容量を調べたところ1.27MBであり、タブレットでもスムーズに閲覧できるものと思われる。

次に、2のこれに対応するための事務量であるが、執行部が行うPDF化の事務について聞き取り調査を行ったところ、延べ12時間程度ということである。

また、事務局が行うOCR処理、これは閲覧したいページを検索できるようにするための処理であるが、これには延べ10時間程度が必要ということである。

これらを踏まえた2の今後の進め方であるが、ただいま御報告させていただいた内容は推計による部分が多く、データ容量や実際の事務量については、もう少し精査する必要があると考えている。

また、今回の試行をご存じない議員も多いようであるので、きちんと周知した上で、利用状況等を整理する必要がある。さらには、データの入ったCDを議員に配ったほうがよい、使い勝手がよいのではないかなどの御意見もあった。

このため、6月定例会についても試行を継続させていただき、事務量の再確認、議員の利用状況等を整理した上で、再度御報告することとさせていただきたいと考えている。

以上である。

土森委員長

何か、御質問、御意見はないか。

(なし)

土森委員長

それでは、この件については、事務局から説明があったとおり、引き続き6月定例会でも試行的に実施し、課題等を検討するというところで、御異議ないか。

(異議なし)

土森委員長

それでは、さよう決する。

(4) その他

土森委員長

最後に、その他についてである。
ここで、武石議長から発言がある。

武石議長

先般、4月21日の各派代表者会において、桑名議員から問題提起があった。改選期、概ね4月の第1日曜日が投票で統一地方選が行われるが、その場合でも任期は4月の二十何日までになっている。実際、高知県議会の事例をみると、任期が切れて、次の招集が5月10日ぐらい。例えばゴールデンウィークの期間等には議長不在と、空白が生じていることとなるが、こういったときに南海トラフ地震のように大規模災害が起こった場合の対応はどうかと桑名議員から問題提起があった。その場で、私のほうから全議で諮ってみるとお話していたので対応を検討していたが、先日、高知県で四国4県議会正副議長会があり、そこで議題としてこれを提起した。

3県からの意見を聞いたところ、香川県議会は、速やかに臨時会を開いて、できるだけ空白期間がないようにしているので、特に問題と考えていないとのことである。徳島県議会は、できるだけ早くということもあるが、徳島県には各会派の会長、幹事長で組織する会長幹事長会があり、それを事務局が招集できるというシステムをとっているようである。これで対応しているのが徳島県。愛媛県は、速やかに臨時会を開くことで検討していきたいという意見があった。

全議の事務局次長が来られていたので、全国的な状況についての説明をいただいた。平成23年度実績では、早いところは香川県のように5月2日臨時会を開くという例があるが、一方で遅いところでは埼玉県が5月24日、愛知県が5月23日ということである。全国的にみると高知県の5月10日に臨時会を招集するというのは極めて平均的なところである。

高知県議会では、御承知のように災害時に議会として速やかな対応を図るため、議会の災害対策本部の設置要綱を作成しており、本部長である議長が会議の招集を行うこととなっている。しかしながら、改選期において議長不在の場合には、会議の招集ができない事態が想定される。

以上のことから、今後、他県の事例も参考にして、できる限り早期に臨時会を開くことができないかということを検討する。また、災害対策本部設置要綱の中で、議長不在時における本部の立ち上げをどのようにするかということを検討していく必要があるのではないかと思う。

以上、御報告させていただく。

土森委員長

何か、御質問、御意見はないか。

(なし)

土森委員長

意見はないね。議長の報告のとおり検討していくということで。
それでは、この件については、事務局で検討いただくようお願いする。

土森委員長

その他で何かないか。

(林総務課長、挙手)

土森委員長

林総務課長、どうぞ。

林総務課長

私から2件御報告する。

1点目が議会棟の非常用発電機の工事についてである。

地震等の大規模災害発生時の停電等に対応するため、議会棟専用の発電機を設置する工事が工期としてはもう既に始まっているが5月27日から、9月23日までの工期で行われる。

工事作業は、6月定例会終了後に実際には始まるが、それ以前も、工事の準備のため、工事業者が議会棟内に立ち入ることがある。工事の準備作業は、本会議や委員会の日を避けて、会派控室への立ち入りも控えるなど、配慮して作業を行うように管財課に要請しているが、もし会派控室への立ち入りの必要が生じた場合などには、事前に対象の会派に御連絡させていただきたいと考えている。

なお、工事作業が始まった場合は、議員駐車場の一部の使用制限、あるいは停電、騒音、工事車両による通行の妨げなど、工事に伴う支障が生じるが、工事で使えなくなる議員駐車場分の代替駐車場を確保すること、停電を伴う作業は土日に行うことなど、できるだけ執務に支障が出ないように配慮して工事を行うよう、管財課に要請している。

今後、議員駐車場の使用制限の場所と期間及び代替駐車場の場所、停電の日などについて、具体的な工事の作業計画が決まれば、御連絡させていただく。

議会棟の非常用発電機については、以上である。

2点目は、4月26日の議会運営委員会にて御決定いただいた熊本地震災害の義援金についてである。5月16日に熊本地震義援金のゆうちょ銀行の口座に50万円を振り込むとともに、熊本県議会議長宛てに、議長名でお見舞いの文書を発送させていただいている。

報告は、以上である。

土森委員長

以上、報告いただいたが、報告だけでよいね。

(「はい」という発言あり)

土森委員長

それでは、さよう決する。

協議事項は以上である。

今回の議運は、特別の事情がなければ、質問最終日、6月15日水曜日午前9時から開催することとする。協議事項は、議案の付託等である。

以上で、本日の議会運営委員会を終わる。